

佐賀県議会三重津海軍所跡の世界遺産 利活用推進議員連盟 規約

第1条 本連盟は、佐賀県議会三重津海軍所跡の世界遺産利活用推進議員連盟（以下「本連盟」という）と称する。

第2条 本連盟は、三重津海軍所跡の世界遺産の利活用の推進とともに、明治維新150年を契機に、佐賀の偉人たちが成し遂げた様々な偉業や活躍を後世に継承し、郷土を誇りに思う機運を高め、地域の振興を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する佐賀県議会議員（以下「会員」という。）をもって組織する。

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
幹事長	1 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
監 事	2 名

2 役員は、総会において選任する。

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

第7条 会長は、本連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の運営に当たる。

4 事務局長は、幹事長を補佐し、本連盟の連絡調整及び会計に当たる。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、局長に事故あるときはこれに代わる。

6 監事は、本連盟の会計及び事業を監査する。

第8条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

第9条 総会は、本連盟の重要事項について議決する。

2 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

3 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、総会に付議する事項、急施を要する事項その他会長が必要と認める事項について議決する。

2 役員会は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額1,000円とする。

3 経費に不足を生じた場合は、総会の議決を経て、借入れすることができる。

第12条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本連盟の事務局は、佐賀県議会事務局（佐賀市城内1-1-45）に置く。

第14条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、本連盟が成立した日（平成26年6月27日）から施行する。

2 本規約第12条の会計年度は、平成26年度は施行日に始まり平成27年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月23日から施行する。